

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第26号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則  
(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「別表第3」を「次の各号」に、「階層区分」を「区分」に、「同表」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法第50条第7号に規定する費用（法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に係る部分を除く。）若しくは法第50条第7号の3に規定する費用又は助産等費用 別表第3に掲げる階層区分に応じ、同表に掲げる額

(2) 法第50条第7号に規定する費用（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第7号の2に規定する費用 別表第4に掲げる階層区分に応じ、同表に掲げる額  
第2条第6項本文中「前項」を「前項各号」に改め、「及び所得税」を削り、同項ただし書中「の所得税」を「の市町村民税」に、「所得税法第121条」を「本人等が京都市市税条例第28条第1項各号」に改める。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第2項前段中「及び所得税」を削る。

第3条の2前段中「法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（法第6条の3第1項に規定する義務教育終了児童等をいう。）」を「法第6条の3第1項第1号に規定する満20歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条後段中「同条第5項中」を「同条第5項各号列記以外の部分中」に改め、「」とあるのは「本人」との右に「、「本人等が」とあるのは「本人が」とを加える。

第4条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「別表第3」の右に「及び別表第4」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第5項第1号に掲げる措置費又は助産等費用の徴収額の算定における所得割の額の算定にあつては、第3号の規定を適用しないものとする。

第4条第3項第2号を次のように改める。

(2) 本人等が扶養親族（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）に規定する扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）を有するときは、扶養親族1人につき330,000円（その者が同法第314条の2第1項第11号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定扶養親族である場合にあつては、120,000円）に同法第314条の3第1項（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による所得割の税率を乗じて得た額の合計額を控除する。

第4条第3項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「第314条の2第1項第11号、第314条の7第1項」を「第314条の7」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 措置が採られ、又は助産の実施若しくは母子保護の実施が行われた月の属する年度（当該月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する本人等に関する所得割を計算する場合の税率については、指定都市以外の標準税率を用いる。ただし、当該指定都市における所得割の税率が指定都市の標準税率と異なる場合にあつては、当該指定都市における所得割の税率と指定都市の標準税率との税率の差を、指定都市以外の標準税率から増減して得た率を用いる。

第4条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第3」の右に「及び別表第4」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項表以外の部分中「から前項まで」を「（同項ただし書を除く。）及び前項」に、「別表第4」を「別表第5」に、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」を「第2項（同項ただし書を除く。）中「第2条第5項及び第6項並びに別表第3及び別表第4」とあるのは「第3条第1項及び第2項並びに別表第5」と、「措置費又は助産等費用」とあるのは「措置費」と、「措置が採られ、又は助産の実施若しくは母子保護の実施が行われた」とあるのは「措置が採られた」と、「本人等」とあるのは「障害児の主たる扶養義務者」と、前項中「第2条第5項及び第6項並びに別表第3及び別表第4」とあるのは「第3条第1項及び第2項並びに別表第5」と、「措置費又は助産等費用」とあるのは「措置費」と」に改め、同項の表を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第2項中「前項第2号」を「前項第1号及び第2号」に、「児童福祉施設（里親）

措置費等徴収額軽減申請書（別記様式）」を「別に定める様式」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条及び第3条の2関係）

階層区分	定義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴収額（月額（助産施設にあっては、1回当たりの額））	
			助産施設，乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設（通所部を除く。），児童自立支援施設，小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設，児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き，市町村民税を課されている者の属していない世帯		2,200	1,100

C階層	A階層を除き，市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯	/	4,500	2,200
		D <sub>1</sub> 1円以上 9,000円以下	6,600	3,300
		D <sub>2</sub> 9,001円以上 27,000円以下	9,000	4,500
		D <sub>3</sub> 27,001円以上 57,000円以下	13,500	6,700
		D <sub>4</sub> 57,001円以上 93,000円以下	18,700	9,300
		D <sub>5</sub> 93,001円以上 177,300円以下	29,000	14,500
		D <sub>6</sub> 177,301円以上 258,100円以下	措置費の支弁額。ただし，その額が41,200円を超えるときは，41,200円	20,600
		D <sub>7</sub> 258,101円以上 348,100円以下	措置費の支弁額。ただし，その額が54,200円を超えるときは，54,200円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし，その額が27,100円を超えるときは，27,100円
			措置費の支弁額。ただし，そ	措置費又は助産等費用の支弁

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯	D <sub>8</sub>	348,101円以上 456,100円以下	の額が68,700円を超えるときは、68,700円	額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円
		D <sub>9</sub>	456,101円以上 583,200円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円
		D <sub>10</sub>	583,201円以上 704,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円
		D <sub>11</sub>	704,001円以上 852,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円
		D <sub>12</sub>	852,001円以上 1,044,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円

		D <sub>13</sub> 1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは、166,600 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは、83,300 円
		D <sub>14</sub> 1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは、191,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 95,600 円を超えるときは、95,600 円
		D <sub>15</sub> 1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助産等費用の支弁額

備考1 「市町村民税の所得割の額」とは、当該年度分（4月分から6月分までの徴収額については、前年度分）の市町村民税の所得割の額をいう。

2 本人の属している世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する場合における当該世帯に係る措置費は、この表の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次のいずれかに該当する者の属している世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別

児童扶養手当の支給を受けている者

オ 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者

- 3 同一世帯から2人以上の者に対して法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置（以下この表及び次表において「措置」という。）が採られ、又は助産の実施、母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている場合においては、この表又は次表に掲げる額（4又は5の規定（次表備考4の規定を含む。以下この備考において同じ。）の適用がある場合には、その適用後の額）の最も多額な者（当該者が2人以上ある場合にあっては、そのうちの1人）以外の者に係る徴収額は、当該者に係る施設のこの表又は次表に掲げる額（4又は5の規定の適用がある場合には、その適用後の額）に0.1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 月の中途において措置（障害児入所施設（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）に係るものを除く。）が採られ、若しくは母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われ、又はこれらが解除された場合におけるその月に係る措置費又は助産等費用の徴収額は、日割りによって計算して得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 助産の実施が行われた妊産婦で、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法（防衛省の職員の給与等に関する法律において例による場合を含む。）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法の規定により出産育児一時金、出産費その他の出産に関する給付（以下「出産給付」という。）を受けることができるものに係る徴収額は、当該出産給付の額（健康保険法施行令第36条ただし書、船員保険法施行令第7条ただし書、国家公務員共済組合法施行令第11条の3の7ただし書（私立学校教職員共済法施行令第6条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第23条の4ただし書の規定により加算される額（京都市国民健康保険条例第7条第1項第2号の規定により出産育児一時金が支給される場合にあっては、同号に掲げる額から同項第1号に掲げる額を差し引いた額）を除く。）に、B階層に

あつては0.2を、C階層にあつては0.3を、D階層のうち市町村民税の所得割の額が19,000円以下の場合にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表に掲げる額に加算して得た額とする。

- 6 法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託が行われている児童又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している児童で、児童自立支援施設又は児童心理治療施設への通所の措置が採られたものの当該通所に係る措置費は、徴収しない。

別表第4（第2条関係）

階層区分	定義	市町村民税の所得割の額 (年額)による区分	徴収額（月額）
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0
B階層	A階層を除き、市町村民税を課されている者の属していない世帯		2,200
C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		4,500



D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯	D <sub>1</sub>	1円以上 12,000円以下	6,600
		D <sub>2</sub>	12,001円以上 30,000円以下	9,000
		D <sub>3</sub>	30,001円以上 60,000円以下	13,500
		D <sub>4</sub>	60,001円以上 96,000円以下	18,700
		D <sub>5</sub>	96,001円以上 189,000円以下	29,000
		D <sub>6</sub>	189,001円以上 277,000円以下	措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円
		D <sub>7</sub>	277,001円以上 348,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円
		D <sub>8</sub>	348,001円以上 465,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円
		D <sub>9</sub>	465,001円以上 594,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円
		D <sub>10</sub>	594,001円以上 716,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円
		D <sub>11</sub>	716,001円以上 864,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円
		D <sub>12</sub>	864,001円以上 1,056,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円

		D <sub>13</sub>	1,056,001円以上 1,238,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円
		D <sub>14</sub>	1,238,001円以上 1,439,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円
		D <sub>15</sub>	1,439,001円以上	措置費の支弁額

備考1 「市町村民税の所得割の額」とは、当該年度分（4月分から6月分までの徴収額については、前年度分）の市町村民税の所得割の額をいう。

2 障害児の属している世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する場合における当該世帯に係る措置費は、この表の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次のいずれかに該当する者の属している世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者

3 同一世帯から2人以上の者に対して措置が採られ、又は助産の実施、母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている場合においては、前表又はこの表に掲げる額（4の規定（前表備考4又は5の規定を含む。以下この備考において同じ。）の適用がある場合には、その適用後の額）の最も多額な者（当該者が2人以上ある場合にあっては、そのうち

の1人)以外の者に係る徴収額は、当該者に係る施設の前表又はこの表に掲げる額(4の規定の適用がある場合には、その適用後の額)に0.1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 月の中途において措置(障害児入所施設に係るものに限る。)が採られ、又は解除された場合におけるその月に係る措置費の徴収額は、日割りによって計算して得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

5 3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの間にある障害児に係る措置費(実費に相当する部分を除く。)は、徴収しない。ただし、実費に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収する。

6 5の規定は、B階層と認定された世帯に属している障害児であって、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまでの間にあるものに係る措置費についても適用する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第3条関係)

階層区分	区 定 義	市町村民税の所得割の額(年額)による区分	徴 収 額			
			1月当たりの徴収額 の上限	居宅介護、同行 援護又は 行動援護 (30分 当たりの 額)	短期入所 (1日当 たりの 額)	障害児通 所支援 (1日当 たりの 額)
A階層	生活保護法による保護又は支援給付を受けている者		円 0	円 0	円 0	円 0

B階層	A階層を除き、市町村民税を課されていない者		0	0	0	0
C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割のみの者		1,100	50	100	100
D階層	A階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者	D <sub>1</sub> 1円以上 12,000円以下	1,600	100	200	200
		D <sub>2</sub> 12,001円以上 30,000円以下	2,200	150	300	300
		D <sub>3</sub> 30,001円以上 60,000円以下	3,300	200	400	400
		D <sub>4</sub> 60,001円以上 96,000円以下	4,600	250	600	500
		D <sub>5</sub> 96,001円以上 189,000円以下	7,200	300	1,000	700
		D <sub>6</sub> 189,001円以上 277,000円以下	10,300	400	1,400	1,000
		D <sub>7</sub> 277,001円以上 348,000円以下	13,500	500	1,800	1,300
		D <sub>8</sub> 348,001円以上 465,000円以下	17,100	600	2,300	1,700
		D <sub>9</sub> 465,001円以上 594,000円以下	21,200	800	2,800	2,100
		D <sub>10</sub> 594,001円以上 716,000円以下	25,700	1,000	3,400	2,500

		D <sub>11</sub>	716,001円以上 864,000円以下	30,600	1,200	4,100	3,000
		D <sub>12</sub>	864,001円以上 1,056,000円以下	35,900	1,400	4,800	3,500
		D <sub>13</sub>	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600	1,600	5,500	4,000
		D <sub>14</sub>	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800	1,900	6,400	4,600
		D <sub>15</sub>	1,439,001円以上	措置費の 支弁額	措置費の 支弁額	措置費の 支弁額	措置費の 支弁額

備考1 「市町村民税の所得割の額」とは、当該年度分（4月分から6月分までの徴収額については、前年度分）の市町村民税の所得割の額をいう。

- 2 所要時間が7時間30分以上である行動援護に係る徴収額は、この表の規定にかかわらず、この表に掲げる額に16を乗じて得た額とする。
- 3 同一の者が2人以上の法第21条の6の規定による措置を受けた障害児の主たる扶養義務者となる場合であって、当該障害児に係る措置費の合計額が階層区分に応じた1月当たりの徴収額の上限を超えるときは、その超える額は徴収しない。
- 4 主たる扶養義務者が、既に別に定める社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として措置費の徴収を受けている場合においては、当該主たる扶養義務者に係る徴収額は、この表により計算した額から当該社会福祉施設に係る徴収額を控除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの間にある障害児に係る措置費（実費に相当する部分を除く。）は、徴収しない。ただし、実費に相当する部分については、この表の徴収額を上限として徴収する。

別記様式を削る。

（京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則（令和3年3月31日京都市規則第124号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定中「とし、同条第2項第1号中「特定婚姻」を「婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。）」に改める」を「とする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和3年7月分の児童福祉法（以下「法」という。）第50条第7号から第7号の3まで及び第51条第2号に規定する費用（以下「措置費」という。）並びに同条第3号に規定する費用（以下「助産等費用」という。）の徴収額から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る令和3年7月分から令和8年6月分までの措置費又は助産等費用に関する改正後の規則第2条第5項第1号並びに第4条第2項各号列記以外の部分及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「別表第3」とあるのは、令和3年7月分から令和4年6月分までの措置費又は助産等費用については「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（令和3年6月30日京都市規則第26号）附則別表第1」と、令和4年7月分から令和5年6月分までの措置費又は助産等費用については「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（令和3年6月30日京都市規則第26号）附則別表第2」と、令和5年7月分から令和6年6月分までの措置費又は助産等費用については「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（令和3年6月30日京都市規則第26号）附則別表第3」と、令和6年7月分から令和7年6月分までの措置費又は助産等費用については「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（令和3年6月30日京都市規則第26号）附則別表第4」と、令和7年7月分から令和8年6月分までの措置費又は助産等費用については「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

(令和3年6月30日京都市規則第26号) 附則別表第5」とする。

(1) この規則の施行の際現に法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童

(2) この規則の施行の際現に法第23条第1項本文の規定により母子生活支援施設において保護されている保護者及び児童

(3) この規則の施行の際現に法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている同項第1号に規定する満20歳未満義務教育終了児童等

4 この規則の施行の日前に法第22条第1項に規定する申込みをした者に係る助産等費用の徴収額の算定における所得割の額は、改正後の規則第4条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項各号に掲げるところにより算定するものとする。

5 この規則の施行の際現に法第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設に入所し、又は法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関に入院している障害児に係る措置費の徴収額は、第1条の規定による改正前の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第3の規定の適用があるものと仮定して算定した徴収額（以下「改正前の徴収額」という。）が改正後の規則別表第4の規定による徴収額を超えるまでの間は、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の徴収額とする。

附則別表第1

階層区分	定 義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴 収 額 （ 月 額 ）	
			乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設（通所部を除く。），児童自立支援施設，小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設，児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者

A階層	生活保護法による保護を受けている世帯 又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、市町村民税を課されている者の属していない世帯		300	100
C階層	A階層を除き、市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		1,600	700
		D <sub>1</sub>	1円以上 9,000円以下	2,000 900
		D <sub>2</sub>	9,001円以上 21,000円以下	4,100 2,000
		D <sub>3</sub>	21,001円以上 27,000円以下	5,200 2,500
		D <sub>4</sub>	27,001円以上 33,000円以下	6,500 3,200
		D <sub>5</sub>	33,001円以上 45,000円以下	7,100 3,500
		D <sub>6</sub>	45,001円以上 57,000円以下	7,800 3,800



D <sub>7</sub>	57,001 円以上 81,000 円以下	9,700	4,800
D <sub>8</sub>	81,001 円以上 93,000 円以下	10,800	5,300
D <sub>9</sub>	93,001 円以上 135,300 円以下	15,000	7,500
D <sub>10</sub>	135,301 円以上 177,300 円以下	18,100	9,000
D <sub>11</sub>	177,301 円以上 258,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 25,700 円を超えると きは、25,700 円	12,800
D <sub>12</sub>	258,101 円以上 348,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 33,900 円を超えると きは、33,900 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 16,900 円を超えると きは、16,900 円
D <sub>13</sub>	348,101 円以上 456,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 43,200 円を超えると きは、43,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 21,600 円を超 えるときは、 21,600 円

D階層	A階層及びC階層を除き, 市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯	D <sub>14</sub>	456,101 円以上 583,200 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 54,800 円を超えるときは, 54,800 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 27,400 円を超えるときは, 27,400 円
		D <sub>15</sub>	583,201 円以上 704,000 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 68,400 円を超えるときは, 68,400 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 34,200 円を超えるときは, 34,200 円
		D <sub>16</sub>	704,001 円以上 852,000 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 84,200 円を超えるときは, 84,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 42,100 円を超えるときは, 42,100 円
		D <sub>17</sub>	852,001 円以上 1,044,000 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 101,800 円を超えるときは, 101,800 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 50,900 円を超えるときは, 50,900 円

		D <sub>18</sub> 1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは、166,600 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは、83,300 円
		D <sub>19</sub> 1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは、191,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 95,600 円を超えるときは、95,600 円
		D <sub>20</sub> 1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助産等費用の支弁額

備考1 「市町村民税の所得割の額」とは、当該年度分（4月分から6月分までの徴収額については、前年度分）の市町村民税の所得割の額をいう。

2 本人の属している世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する場合における当該世帯に係る措置費は、この表の規定にかかわらず、徴収しない。

- (1) 扶養義務者（本人と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている扶養義務者をいう。）のいない世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次のいずれかに該当する者の属している世帯
  - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者

3 同一世帯から2人以上の者に対して法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置（以下この表において「措置」という。）が採られ、又は母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている場合においては、この表に掲げる額（4の規定の適用がある場合には、その適用後の額）の最も多額な者（当該者が2人以上ある場合にあっては、そのうちの1人）以外の者に係る徴収額は、当該者に係る施設のこの表に掲げる額（4の規定の適用がある場合には、その適用後の額）に0.1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 月の中途において措置（障害児入所施設（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関を含む。）に係るものを除く。）が採られ、若しくは母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われ、又はこれらが解除された場合におけるその月に係る措置費又は助産等費用の徴収額は、日割りによって計算して得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託が行われている児童又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している児童で、児童自立支援施設又は児童心理治療施設への通所の措置が採られたものの当該通所に係る措置費は、徴収しない。

附則別表第2

階層区分	定 義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴 収 額 （ 月 額 ）	
			乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設（通所部を除く。），児童自立支援施設，小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設，児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き，市町村民税を課されている者の属していない世帯		700	300
C階層	A階層を除き，市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		2,200	1,000

		D <sub>1</sub>	1 円以上 9,000 円以下	2,900	1,400
		D <sub>2</sub>	9,001 円以上 21,000 円以下	5,100	2,500
		D <sub>3</sub>	21,001 円以上 27,000 円以下	6,000	2,900
		D <sub>4</sub>	27,001 円以上 33,000 円以下	7,900	3,900
		D <sub>5</sub>	33,001 円以上 45,000 円以下	8,400	4,100
		D <sub>6</sub>	45,001 円以上 57,000 円以下	8,900	4,400
		D <sub>7</sub>	57,001 円以上 81,000 円以下	11,500	5,700
		D <sub>8</sub>	81,001 円以上 93,000 円以下	12,400	6,100
		D <sub>9</sub>	93,001 円以上 135,300 円以下	17,800	8,900
		D <sub>10</sub>	135,301 円以上 177,300 円以下	20,300	10,100
		D <sub>11</sub>	177,301 円以上 258,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 28,800 円を超えるときは、28,800 円	14,400
		D <sub>12</sub>	258,101 円以上 348,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 38,000	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯		円を超えると きは, 38,000円	18,900円を超 えるときは, 18,900円	
		D <sub>13</sub>	348,101円以上 456,100円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 48,300 円を超えると きは, 48,300円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 24,100円を超 えるときは, 24,100円
		D <sub>14</sub>	456,101円以上 583,200円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 60,800 円を超えると きは, 60,800円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 30,400円を超 えるときは, 30,400円
		D <sub>15</sub>	583,201円以上 704,000円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 75,300 円を超えると きは, 75,300円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 37,600円を超 えるときは, 37,600円
		D <sub>16</sub>	704,001円以上 852,000円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 91,900 円を超えると	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 45,900円を超

			きは, 91,900 円	えるときは, 45,900 円	
		D <sub>17</sub>	852,001 円以上 1,044,000 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 110,200 円を超えるときは, 110,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 55,100 円を超えるときは, 55,100 円
		D <sub>18</sub>	1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 166,600 円を超えるときは, 166,600 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 83,300 円を超えるときは, 83,300 円
		D <sub>19</sub>	1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 191,200 円を超えるときは, 191,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 95,600 円を超えるときは, 95,600 円
		D <sub>20</sub>	1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助産等費用の支弁額

備考 附則別表第 1 の備考と同じとする。



附則別表第3

階層区分	定 義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴 収 額 （ 月 額 ）	
			乳児院, 児童養護施設, 児童心理治療施設（通所部を除く。）、児童自立支援施設, 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設, 児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き, 市町村民税を課されている者の属していない世帯		1,100	500
C階層	A階層を除き, 市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		2,800	1,300

		D <sub>1</sub>	1 円以上 9,000 円以下	3,800	1,900
		D <sub>2</sub>	9,001 円以上 21,000 円以下	6,100	3,000
		D <sub>3</sub>	21,001 円以上 27,000 円以下	6,700	3,300
		D <sub>4</sub>	27,001 円以上 33,000 円以下	9,300	4,600
		D <sub>5</sub>	33,001 円以上 45,000 円以下	9,700	4,800
		D <sub>6</sub>	45,001 円以上 57,000 円以下	10,100	5,000
		D <sub>7</sub>	57,001 円以上 81,000 円以下	13,300	6,600
		D <sub>8</sub>	81,001 円以上 93,000 円以下	14,000	6,900
		D <sub>9</sub>	93,001 円以上 135,300 円以下	20,600	10,300
		D <sub>10</sub>	135,301 円以上 177,300 円以下	22,500	11,200
		D <sub>11</sub>	177,301 円以上 258,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 31,900 円を超えるときは、31,900 円	15,900
		D <sub>12</sub>	258,101 円以上 348,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 42,000	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯		円を超えるときは、42,000円	21,000円を超えるときは、21,000円	
		D <sub>13</sub>	348,101円以上 456,100円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が53,400円を超えるときは、53,400円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が26,700円を超えるときは、26,700円
		D <sub>14</sub>	456,101円以上 583,200円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が66,900円を超えるときは、66,900円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が33,400円を超えるときは、33,400円
		D <sub>15</sub>	583,201円以上 704,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が82,200円を超えるときは、82,200円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が41,100円を超えるときは、41,100円
		D <sub>16</sub>	704,001円以上 852,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が99,500円を超えるときは	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が49,700円を超

			は, 99,500 円	えるときは, 49,700 円	
		D <sub>17</sub>	852,001 円以上 1,044,000 円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 118,600 円を超えるとき は, 118,600 円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 59,300 円を超 えるときは, 59,300 円
		D <sub>18</sub>	1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 166,600 円を超えるとき は, 166,600 円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 83,300 円を超 えるときは, 83,300 円
		D <sub>19</sub>	1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁 額。ただし, そ の額が 191,200 円を超えるとき は, 191,200 円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし, その額が 95,600 円を超 えるときは, 95,600 円
		D <sub>20</sub>	1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助 産等費用の支 弁額

備考 附則別表第 1 の備考と同じとする。

附則別表第4

階層区分	定 義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴 収 額 （ 月 額 ）	
			乳児院, 児童養護施設, 児童心理治療施設（通所部を除く。）、児童自立支援施設, 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設, 児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き, 市町村民税を課されている者の属していない世帯		1,400	700
C階層	A階層を除き, 市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		3,300	1,600

		D <sub>1</sub>	1 円以上 9,000 円以下	4,700	2,300
		D <sub>2</sub>	9,001 円以上 21,000 円以下	7,000	3,500
		D <sub>3</sub>	21,001 円以上 27,000 円以下	7,500	3,700
		D <sub>4</sub>	27,001 円以上 33,000 円以下	10,700	5,300
		D <sub>5</sub>	33,001 円以上 45,000 円以下	10,900	5,400
		D <sub>6</sub>	45,001 円以上 57,000 円以下	11,200	5,500
		D <sub>7</sub>	57,001 円以上 81,000 円以下	15,100	7,500
		D <sub>8</sub>	81,001 円以上 93,000 円以下	15,500	7,700
		D <sub>9</sub>	93,001 円以上 135,300 円以下	23,400	11,700
		D <sub>10</sub>	135,301 円以上 177,300 円以下	24,600	12,300
		D <sub>11</sub>	177,301 円以上 258,100 円以下	措置費の支弁 額。ただし、その 額が 35,000 円 を超えるとき は、35,000 円	17,500
		D <sub>12</sub>	258,101 円以上	措置費の支弁 額。ただし、その 額が 46,100 円	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし、 その額が

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯	348,100 円以下	を超えるときは、46,100 円	23,000 円を超えるときは、23,000 円
		D <sub>13</sub> 348,101 円以上 456,100 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 58,500 円を超えるときは、58,500 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 29,200 円を超えるときは、29,200 円
		D <sub>14</sub> 456,101 円以上 583,200 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 72,900 円を超えるときは、72,900 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 36,400 円を超えるときは、36,400 円
		D <sub>15</sub> 583,201 円以上 704,000 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 89,100 円を超えるときは、89,100 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 44,500 円を超えるときは、44,500 円
		D <sub>16</sub> 704,001 円以上 852,000 円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が 107,200 円を超えるときは	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が 53,500 円を超

			は, 107,200 円	えるときは, 53,500 円	
		D <sub>17</sub>	852,001 円以上 1,044,000 円以下	措置費の支弁額。ただし,その額が 127,000 円を超えるときは, 127,000 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし,その額が 63,500 円を超えるときは, 63,500 円
		D <sub>18</sub>	1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁額。ただし,その額が 166,600 円を超えるときは, 166,600 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし,その額が 83,300 円を超えるときは, 83,300 円
		D <sub>19</sub>	1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁額。ただし,その額が 191,200 円を超えるときは, 191,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし,その額が 95,600 円を超えるときは, 95,600 円
		D <sub>20</sub>	1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助産等費用の支弁額

備考 附則別表第 1 の備考と同じとする。



附則別表第5

階層区分	定 義	市町村民税の所得割の額（年額）による区分	徴 収 額 （ 月 額 ）	
			乳児院, 児童養護施設, 児童心理治療施設（通所部を除く。）、児童自立支援施設, 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親	母子生活支援施設, 児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者の属している世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き, 市町村民税を課されている者の属していない世帯		1,800	900
C階層	A階層を除き, 市町村民税の額が均等割のみの者の属している世帯		3,900	1,900

		D <sub>1</sub> 1 円以上 9,000 円以下	5,600	2,800
		D <sub>2</sub> 9,001 円以上 21,000 円以下	8,000	4,000
		D <sub>3</sub> 21,001 円以上 27,000 円以下	8,200	4,100
		D <sub>4</sub> 27,001 円以上 33,000 円以下	12,100	6,000
		D <sub>5</sub> 33,001 円以上 45,000 円以下	12,200	6,000
		D <sub>6</sub> 45,001 円以上 57,000 円以下	12,300	6,100
		D <sub>7</sub> 57,001 円以上 81,000 円以下	16,900	8,400
		D <sub>8</sub> 81,001 円以上 93,000 円以下	17,100	8,500
		D <sub>9</sub> 93,001 円以上 135,300 円以下	26,200	13,100
		D <sub>10</sub> 135,301 円以上 177,300 円以下	26,800	13,400
		D <sub>11</sub> 177,301 円以上 258,100 円以下	措置費の支弁 額。ただし、そ の額が 38,100 円を超えるとき は、38,100 円	19,000
		D <sub>12</sub> 258,101 円以上 348,100 円以下	措置費の支弁 額。ただし、そ の額が 50,100	措置費又は助 産等費用の支 弁額。ただし、 その額が

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割が課されている者の属している世帯		円を超えるときは、50,100円	25,000円を超えるときは、25,000円	
		D <sub>13</sub>	348,101円以上 456,100円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が63,600円を超えるときは、63,600円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が31,700円を超えるときは、31,700円
		D <sub>14</sub>	456,101円以上 583,200円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が78,900円を超えるときは、78,900円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が39,400円を超えるときは、39,400円
		D <sub>15</sub>	583,201円以上 704,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が96,000円を超えるときは、96,000円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が47,900円を超えるときは、47,900円
		D <sub>16</sub>	704,001円以上 852,000円以下	措置費の支弁額。ただし、その額が114,800円を超えるときは	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし、その額が57,300円を超

			は, 114,800 円	えるときは, 57,300 円	
		D <sub>17</sub>	852,001 円以上 1,044,000 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 135,400 円を超えるときは, 135,400 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 67,700 円を超えるときは, 67,700 円
		D <sub>18</sub>	1,044,001 円以上 1,225,500 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 166,600 円を超えるときは, 166,600 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 83,300 円を超えるときは, 83,300 円
		D <sub>19</sub>	1,225,501 円以上 1,426,500 円以下	措置費の支弁額。ただし, その額が 191,200 円を超えるときは, 191,200 円	措置費又は助産等費用の支弁額。ただし, その額が 95,600 円を超えるときは, 95,600 円
		D <sub>20</sub>	1,426,501 円以上	措置費の支弁額	措置費又は助産等費用の支弁額

備考 附則別表第 1 の備考と同じとする。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)